

かつのグリーンエネルギー株式会社「（仮称）鹿角東部市民ウィンドファーム
事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和6年9月19日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）鹿角東部市民ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」について、かつのグリーンエネルギー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県鹿角市
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大106,000kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和6年 7月 1日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和6年 9月 6日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和6年 9月19日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、植田
電話03-3501-1742（直通）

かづのグリーンエネルギー株式会社「（仮称）鹿角東部市民ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（１）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画等に反映させること。

（２）累積的な影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。

このため、環境影響評価手続中の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（３）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（４）事業計画の見直し

上記（１）から（３）のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（５）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

２．各論

（１）水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、森林法（昭和２６年法律第２４９号）（以下「森林法」という。）に基づき指定された水源かん養保安林等が存在しており、想定区域の周辺には、「環境省レッドリスト２０２０」に絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているエゾウグイ、トミヨ、ハナカジカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）（以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているニホンザリガニ等の重要な水生動物が生息している可能性があることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、工事用道路のルートの削減・変更、改変区域と河川及び沢筋の距離の確保、工事中の土工量の抑制、仮設橋、擁壁工又は沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避又は極力低減すること。

（２）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されており、想定区域及びその周辺は、コハクチョウ及びハチクマ、ノスリ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域の周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）に基づき県指定鳥獣保護区に指定されている大湯鳥獣保護区及び東山鳥獣保護区が存在するほか、想定区域の周辺は、環境省による「イヌワシ保

護増殖事業計画」に基づく事業が計画されている地域でもある。保護増殖事業計画地の周辺は、イヌワシの生息環境・採食地としての機能を維持することが求められる地域である。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家や関係機関等と十分な調整を行うとともに、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（３）植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）に基づく自然環境保全基礎調査の第６回及び第７回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたオオヨモギーオオイタドリ群団、ヨシクラス、チシマザサーブナ群団等の植生や、「カモシカ保護管理マニュアル（改訂版）」に掲載されている保護地域が存在することに加え、想定区域の大部分が、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等となっていることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家や関係機関等と十分な調整を行うとともに、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。